

徳島県環境審議会設置条例

平成六年七月二十二日

徳島県条例第二十八号

最終改正 平成十六年三月三十日

徳島県条例第十一号

(趣旨)

第一条 環境基本法(平成五年法律第九十一号)第四十三条第一項及び自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)第五十一条第一項の規定に基づく審議会その他合議制の機関として、徳島県環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第二条 審議会は、委員四十人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- 一 環境の保全に関し学識経験のある者
- 二 市町村長又はその指名する職員
- 三 関係行政機関の職員

3 前項第一号に掲げる者のうちから任命される委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第三条 審議会に、会長一人及び副会長二人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する順序に従い、その職務を代理する。

(専門委員)

第四条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第五条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。